

長島町水産種苗センター指定管理者募集仕様書

1 本仕様書の位置づけ

長島町が設置している長島町水産種苗センターの水産動植物の供給体制の向上と効率的な運営を図るため、「長島町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づいて、指定管理候補者の選定のための募集を行うこととしている。

この仕様書は、長島町水産種苗センターの指定管理者を公募するにあたり、応募者に対して交付するものとし、長島町水産種苗センターの指定管理者募集要項と一体のものとする。

2 施設運営の条件

- ① 協定書に定めるものとする。

3 その他の事項

- ① 本町の水産業振興のために必要な業務等については、双方協議のうえで積極的に行うものとする。
- ② 職員（従業員）は地元雇用に努め、現在の長島町水産種苗センターの職員が継続雇用を希望すれば優先的に雇用するものとする。
- ③ 施設及び設備の維持管理は指定管理者において行うものとする。なお、概ね1件150万円以上の修理費等については、長島町が実施することができるものとする。

4 選定方法

(1) 選定委員会の設置

申請書の審査は、「長島町水産種苗センター指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

なお、選定委員会は非公開とする。また、選定委員会は応募が1社（団体）の場合でも開催する。

(2) 審査・選定手順

選定にあたっては、あらかじめ定めた「選定基準」に基づいて、選定委員会において審査を行い、その結果を受け町長が指定管理候補者を決定する。

① 基礎審査

応募者が募集条件を備え業務の遂行のために必要な能力を有しているかどうかについて審査する。すべての要件を満たしていることが確認された場合のみ事業計画内容審査の対象とする。

② 事業計画内容審査

事業計画内容（事業の基本的な考え方、施設及び運営管理に係る計画並びに収支計画など）について、書類及び選定委員会でのヒアリングによって総合的に評価を行う。

なお、円滑な審査に資するため事前に担当課においてヒアリングを実施することがある。

③ 選定結果の通知

審査の結果は、申請書を提出した者に対して速やかに郵送にて通知する。

④ その他

審査内容及び審査結果についての質問等及び審査結果に関する異議は受け付けない。

5 協定の締結

① 長島町議会の議決後に協定を締結するものとする。